

令和5年3月16日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	田中	浩章

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	松崎	賢明
副	市長	松尾	一秋
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	原	亮一
企	画部長	石井	稔郎
市	民部長	牛島	憲治
健	康福祉部長	坂田	智子
建	設経済部長	若杉	信嘉
教	育部長	平	武文
総	務課長	秋山	勲
財	政課長	田中	和己
市	民課長	溝上	啓之
環	境課長	石橋	信輝
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長		古家	浩
子育て支援課長		末崎	聡
健康推進課長		馬場	浩義
上下水道局長		原	寿之
学校教育課長		郷田	純一
黒木支所長		松本	伸一

## 議事日程第5号

令和5年3月16日（木） 開議 午前10時

### 日 程

- 第1 委員長報告
    - ・質 疑
    - ・討 論
    - ・採 決
  - 第2 議案上程・説明
  - 第3 議案審議
    - ・質 疑
    - ・討 論
    - ・採 決
  - 第4 人権擁護委員候補者の推薦について
- 

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 委員長報告

汚水処理対策特別委員会

新庁舎建設特別委員会

議案第4号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八女市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第7号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例の制定について

議案第16号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第8号）

議案第23号 令和5年度八女市一般会計予算

議案第24号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算

議案第25号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計予算

議案第26号 令和5年度八女市後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 令和5年度八女市矢部診療所特別会計予算

議案第30号 令和5年度八女市水道事業会計予算

議案第31号 令和5年度八女市下水道事業会計予算

#### 第2 議案上程・説明

議案第32号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第9号）

議案第33号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第1号）

議案第34号 副市長の選任について

議案第35号 教育委員会委員の任命について

議案第36号 財産区管理委員の選任について（串毛財産区）

議案第37号 財産区管理委員の選任について（木屋財産区）

委員会提出議案第1号 八女市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員提出議案第1号 八女市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

### 第3 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

### 第4 人権擁護委員候補者の推薦について

---

## 午前10時 開議

### ○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。3月定例会最終日でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。委員長報告書、追加議案、委員会提出議案、議員提出議案、資料、提案理由書及び人権擁護委員候補者推薦資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

### 日程第1 委員長報告

### ○議長（角田恵一君）

日程第1．委員長報告を行います。

令和元年第3回定例会で汚水処理対策特別委員会に付託された継続審査案件につきまして、委員長より報告の申出がっておりますので、会議規則第44条第1項の規定により、報告を求めます。

### ○汚水処理対策特別委員会委員長（松崎辰義君）

おはようございます。汚水処理対策特別委員会より委員長報告を行います。

この特別委員会は、下水道調査特別委員会解散後に、河川汚濁の防止や水質改善等をはじめとする環境保全を目的とし、同時に浄化槽の設置促進及び汚水処理に係る不平等感の払拭

等の課題解決に向けた協議を行うために、令和元年6月に設置したものであります。

この間、コロナ禍ということもあって、委員会の開催は5回にとどまり、予定していた視察等も中止せざるを得ない状況の中で、調査研究が進まなかったことについては、自責の念を感じているところでございます。

浄化槽の設置費用については、一定の前進が見られるものの、区長会との懇談会でも見られるように、管理費用についてはさらなる調査研究の必要があるものと思われま

す。改選後の新たな議会におかれましても、引き続き、この特別委員会を設置され、河川水質の改善等に取り組んでいただくことを切に要望いたします。

この間、御協力いただいた委員の皆さんと執行部の皆様方にお礼を申し上げ、委員長報告といたします。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、令和元年第3回定例会で新庁舎建設特別委員会に付託された継続審査案件につきまして、委員長より報告の申出がっておりますので、会議規則第44条第1項の規定により、報告を求めます。

**○新庁舎建設特別委員会委員長（高橋信広君）**

新庁舎建設特別委員会より御報告申し上げます。

本委員会は、前新庁舎建設特別委員会の委員長報告を受けて、令和元年6月定例会において、9人の委員をもって設置されました。

これまで18回の委員会を開催した中で、担当副市長、担当部長及び新庁舎建設課員より、設計から建設工事に係る諸事項について詳細な説明を受け、活発な議論を重ねてまいりまし

た。

当委員会の方針として、基本設計に反映させるため、第1回提言書を踏まえ、新庁舎全般・周辺整備について、意見、要望を取りまとめることといたしました。

まず、現状を把握するとともに、玉名市新庁舎及び武雄市新庁舎の視察を行い、新庁舎建設の基本理念「賑わいを創り、安心して心豊かに暮らせる郷土づくりの拠点」並びに5つの基本方針を基に、市民の視点で検討いたしました。

その中で、駐車場は平場での台数確保が必須、車両出入り口の課題、周辺の万全な冠水・浸水対策の必要性等の意見がございました。

最終的に、第1回提言書に示した周辺公共施設との複合化、八女産木材の幅広い使用、駐車台数の確保並びに窓口のワンストップサービスの構築、多目的ホールの設置、浸水対策、既存の備品、什器の再利用等、市民第一の観点で意見、要望を集約し、9項目の意見、要望を提言書として執行部に提出し、基本設計に反映するよう求めてまいりました。

その結果、基本設計、実施設計の策定において、周辺の公共施設との複合化を実現いただけなかったことは残念であります。駐車台数は立体駐車場ではなく平場で十分な台数が確保できること、周辺の冠水・浸水対策が講じられていることなど、多くの意見、要望が反映されたことは評価しているところでございます。

また、1年前に建設工事が着工してからは、随時、工事の進捗状況の説明を受けるとともに、現場状況を確認してまいりました。

以上が本委員会としての報告でございますが、今後は建設工事から供用開始、さらには旧庁舎解体工事及び外構工事等、完成までには2年ほどかかることから、改選後に改めて特別委員会を設置していただき、さらなる議論を深めていただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、基本設計、実施設計から建設工事へと順調に進んでいますことに対し、本事業の重責を担っていただいている執行部の皆様をはじめ関係者各位の真摯な取組に敬意と感謝を申し上げますとともに、御協力いただきました委員各位に感謝申し上げます。今後とも、事故がなく安全に事業が進み、無事竣工を迎えられますことを心より祈念申し上げ、新庁舎建設特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、厚生常任委員会に付託されました議案第4号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第5号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案について、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

**○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）**

おはようございます。厚生常任委員会に付託されました議案第4号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第5号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてについて、審査いたしました概要並びに結果について一括して御報告申し上げます。

まず、議案第4号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

本案は、国において出産育児一時金の見直しが行われ、一時金の支給額を408千円から488千円に引き上げることとした健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

委員からの質疑はございませんでした。

次に、議案第5号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

本案は、八女市の国民健康保険税率等を変更するため、必要な改正をしようとするものでございます。

審査に当たって委員から、医療費の高騰で上がらざるを得ないと思うが、医療費を下げるためには健診率を上げることによる早期発見しか方法はないと思う。御検討をお願いしたいとの意見に対して、ここ数年、医療費が高くなってきている状況が続いている中で、市民の健康を推進する取組が大事であり、引き続き健診の受診率を上げて、できるだけ重症化につながらないような取組を続けていきたいとのことでした。

また、今回の改正によって国保税がどの程度上がるのか指標はないのかという問いに、世帯の構成や所得に応じて変わる。一般的なシミュレーションは、納税通知書送付時に同封し

ているチラシに記載の課税所得総額3,450千円の5人世帯の場合で、税率改正により年税額448,800円となり、年間26,600円の増額。課税所得1,650千円の夫婦年金世帯で軽減がない場合は年間13,800円の増額、国民年金のみの夫婦年金世帯で7割軽減の場合は年間3,500円の増額になるということでした。

今後、国保税を上げなくて済むようにする対策は何か考えられているかとの問いに、2年連続で上げる提案をしているが、八女は災害もあったため、県南他自治体よりも低く抑えている。一般会計から赤字繰入れをすれば、税率を上げるという赤字削減・解消計画を立てることになるため、基金を取り崩しながらなるべく上げないように押さえているが、来年度以降はなるべく基金を取り崩さなくて済むよう税率改正をさせていただいた。基金が底をつかないよう基金の額を保ちながら運営していけるように取り組んでいきたいとのことでした。

採決の結果、当委員会といたしましては、2議案とも全員賛成で原案のとおり認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第4号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**



質疑を終結し、討論を行います。

#### ○17番（森 茂生君）

議案第5号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

八女市のホームページに国保税の5人家族の計算例が載っております。その5人家族に今度の条例改正を当てはめると422,200円から448,800円になり、この世帯では実に26,600円もの値上げになります。現在、コロナの影響や異常な物価高で市民生活は疲弊しております。国保の負担は協会けんぽの約2倍と言われております。国保加入者は無職の人が48%を占め、低所得者が多く、負担の限界を超しているのではないのでしょうか。一般会計からの繰入れにより値上げどころか、引下げが必要ではないのでしょうか。

1919年に、全国中小企業団体連絡会の要請に、厚生労働省は繰入れについては自治体で判断することと回答しております。ところが、平成30年以降、国保は県と市町村が一体となり運営をしております。これを機に、国は市町村に法定外繰入れをやめるよう迫っております。

2022年8月、国保新聞は自治体の94%が法定外繰入れの目的は国保税の負担緩和を図るためと回答しております。国が自治体に法定外繰入れ解消を要求することは、地方自治体の自治権に抵触するのではないのでしょうか。

以上の理由により、この議案に反対するものであります。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

私は、議案第5号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

平成30年度より国民健康保険事業は県と市町村による共同運営に移行して6年目を迎えますが、後期高齢者医療保険への移行が進んでいることや、社会保険への適用が段階的に拡大されていることにより、被保険者数は年々減少傾向にあります。

また、県に対する国民健康保険事業納付金が後期高齢者医療の増大に伴い、後期高齢者支援金が大幅に増加し、さらに被保険者の高齢化、医療技術の高度化等によって1人当たりの医療費も増加しており、厳しい財政状況にあると認識しています。

団塊世代が後期高齢者医療保険への移行が進んでいることから、国民健康保険事業はますます深刻な運営を強いられることは明白であります。近隣自治体との比較では、ここまで低く抑えられていますが、さらなる厳しい財政運営から基金繰入れ約74,000千円を計上されたこと並びにこのたびの税率引上げは致し方ない判断と理解いたします。

国民健康保険事業は、県との共同運営に移行したことで、当初予算段階では不確定要素が多く、不透明なところがありますが、国民健康保険本来の目的である市民の健康を守り、健

康寿命の延伸を目指した運営をお願いするものであります。

そして、スポーツ・健康づくり都市として、特定健診、がん検診の受診率向上、健康診査の充実など、病気や重症化の予防事業に全力を挙げて地域とともに共同で取り組んでいただくよう重ねてお願い申し上げ、賛成討論といたします。

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託されました議案第6号 八女市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び議案第7号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

**○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）**

おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました議案第6号 八女市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び議案第7号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例の制定について審査いたしました概要及び結果について、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第6号 八女市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、デジタル改革関連法の施行により、令和3年に個人情報保護法が改正され、これまで各地方公共団体の条例で独自に運用してきた個人情報保護制度が令和5年4月から国の法律が適用されることとなります。このため、法律の施行に必要な事項を定めるため施行条例を制定するものであります。

質疑に入り、八女市情報公開・個人情報保護審議会は何名で構成され、どのような方がメンバーなのかとの問いに対して、弁護士、大学教授、司法書士、市民代表2名の合計5名で構成されているとの回答がありました。

次に、附則の第2条において、現行の八女市個人情報保護条例を廃止するとあるが、今回制定する施行条例についても基本理念に変わりはないのかとの問いに対し、法律の基本理念では、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」とされており、施行条例の趣旨の中

にもそのことを明文化し、個人情報の保護に対する市の姿勢を示しているとの回答がありました。

次に、施行条例の制定により、個人情報の保護についてさらに厳格化されるということなのかとの問いに対し、基本的には今までの保護水準と大きく変わることはないと認識しているとの回答がありました。

次に、個人情報保管（保有）の制限において、利用目的をできる限り特定しなければならないとあるが、誰が特定するのか。また、取扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報として規定するとあるが、要配慮個人情報とは何なのかとの問いに対し、個人情報の利用目的の特定は実施機関が行うものである。また、要配慮個人情報は、本人の人種、信条、社会的身分などの情報が含まれる個人情報であるとの回答がありました。

次に、オンラインの結合の制限において、改正法ではオンライン結合についての制限がないとあるが、なぜなのかとの問いに対し、国のガイドラインでは、情報通信技術の進展によりオンライン結合を制限することは現実的ではなく、いかに安全対策を講じるかが重要とされている。また、個人情報の不正利用や情報漏えい等を防止するため、安全管理措置を講じることが義務づけられている。この措置については、実施機関以外にも個人情報を取り扱う委託業者や指定管理者にも準用されることになり、徹底した安全対策の検証や指導が必要であるとの回答がありました。

質疑後の討論では、オンライン結合について、結合部分が多ければ多いほどいろんな情報が漏れるような気がして、その対策としての準備が不十分だと思うとの反対討論がありました。

続きまして、議案第7号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、議案第6号に関連するものであり、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、現行の八女市個人情報保護条例を廃止し、新たに八女市個人情報保護に関する法律施行条例を制定することに伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

改正する条例は、八女市情報公開条例、八女市行政不服審査会条例及びその他条例52件となっております。

質疑に入り、非公開情報として、租税の賦課もしくは徴収の文言が加わるが、非公開情報の範囲が広がるということなのかとの問いに対し、現行の情報公開条例では、市が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開とされている。租税の賦課もしくは徴収の情報はこれらの規定に該当するものと考えられ、今回の改正で法律の条文に合わせて具体的に明示するものであるとの回答がありました。

質疑後の討論では、内容が理解できないため反対するとの反対討論がありました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、当委員会といたしましては、議案第6号、議案第7号ともに賛成多数で原案を認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第6号 八女市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

**○17番（森 茂生君）**

議案第6号 八女市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

2021年に成立したデジタル関連法で、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略と位置づけ、外部に提供した企業に人工知能で分析をさせ、もうけの対象にさせようというものであります。

関連法の中で、重要な柱の一つが個人情報保護法の改定です。自治体の個人情報保護条例がそれぞれ設けてきた個人情報保護の規制がデータ流通の支障になるとして、個人情報保護法の全国的な共通ルールの下に一元化するものであります。自治体の条例が築いてきた優れた到達点をリセットさせるものであります。

この条例、リセットの最大の目的は、匿名加工情報制度とオンライン結合を自治体に行わせることであります。

匿名加工情報とは、特定の個人情報を識別できないように加工し、復元できないようにした情報のことです。加工されたことで個人情報ではないという理屈であります。そのために、本人の同意を得ずに第三者に提供でき、目的外利用が可能としております。

自治体が保有する介護、教育、子育て、健康などの膨大な個人情報は、企業から見れば個人情報の宝庫であります。この個人情報を企業のもうけのために外部に提供していくことであります。当分の間は、都道府県と政令指定都市のみ匿名加工情報の利活用を義務づけております。

具体的には、行政がどのようなデータを持っているのか、個人情報ファイルを公表して民間業者から利用の提案を募集し、審査、契約を経て、個人情報を非識別加工して民間事業者の利活用に提供するというものであります。加工したとはいえ、個人に関する情報を外部に

流通させ、目的外利用させるのが今度の改正の中身であります。

以上の理由により、この議案に反対するものであります。

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

**○17番（森 茂生君）**

議案第6号と関連する議案であります。同じ理由で反対するものであります。

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託されました議案第16号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第8号）、議案第23号 令和5年度八女市一般会計予算から議案第27号 令和5年度八女市矢部診療所特別会計予算まで、議案第30号 令和5年度八女市水道事業会計予算及び議案第31号 令和5年度八女市下水道事業会計予算、以上8件を一括議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

**○予算審査特別委員会委員長（中島信二君）**

皆さんおはようございます。予算審査特別委員会に付託されました議案8件について、審査結果を報告いたします。

本特別委員会は2回の全体会を開催し、各分科会委員長の報告を受け、採決した結果、議案8件については、原案のとおり可決したことをまず御報告いたします。

以下、各分科会からの報告と概要について主なものを申し上げます。

まず、議案第16号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第8号）でございます。

総務文教分科会からは、財政調整基金の減額について、現在の残高及び積立てについての問いに、令和4年度末の見込みで8,680,000千円の残高で、令和3年度は319,000千円、令和2年度は344,000千円、令和元年度は578,000千円を積み立てているということでございました。また、ふるさと支援寄附事業の増額について、使い道の項目はどの問いに、項目は地場産品発掘・ブランド化活動、未来を担う子どもの教育及び少子化対策事業、観光振興・交流事業、環境保全事業、NPO法人の活動支援事業、その他市長が必要と認める特定の事業の6点であるとの報告でございました。

次に、厚生分科会からは、繰越明許費、福祉施設管理運営事業のふじの里の空調改修工事の予算繰越し後のスケジュールについての問いに、議決後に早急に契約事務を進め、できるだけ早い対応ができるように進めていきたいとのことでした。また、今回の改修以外の部分も同じように経年劣化が進んできていると思うがどうかという問いに、保守点検等で確認し、事業が必要な場合は予算化していきたいとのことでした。

また、地域再生可能エネルギー導入促進調査業務委託料減額の詳細な説明をとの問いに、令和4年度に国庫補助事業を活用して事業を計画していたが、第1次募集だけで国の予算がなくなり、第2次募集がなかったため事業を断念したとのことでした。今後、この再生エネルギーの導入促進調査を行う方針はあるかとの問いに、令和5年度事業で地球温暖化の区域施策の改正をする予定である。その中で同様の調査を行っていきたいとの報告がございました。

次に、建設経済分科会からは、ほたると石橋の館の整備工事費の増額の内容はどの問いに、老朽化と展示内容を大幅に見直すもので、改修テーマを「八女市とハワイ」とし、ダニエル・ケン・イノウエ氏に関する資料や映像などの展示、また、食事提供としてカフェスペースを広く設け、2階にはハワイとのつながりを中心にスタジオとして使用できる練習スペースを計画しているとのことでした。

また、イメージアップと集客の見込みについては、ホテルと石橋の里公園の駐車場を広く整備するなどの改修工事が今月で完了するため、いろんなイベント等を行いながら集客数の倍増を図っていきたいとの報告がございました。

続きまして、議案第23号 令和5年度八女市一般会計予算でございます。

総務文教分科会からは、ふるさと支援寄附事業について、純粋に使用できる金額はどの問いに、令和3年度の実績では、受け入れた分は1,123,800千円、経費が569,520千円で税控除分が44,830千円のマイナスとなり、約509,450千円が純粋なふるさと支援寄附収入であるとのことでした。

また、庁内情報ネットワーク整備事務について、書かない窓口とは、窓口で記入する必要がないシステムを導入される予定なのかとの問いに、市民の方には必要最低限の署名をしていただくような窓口業務の新システムを導入していきたいと考えているとの報告がございました。

厚生分科会からは、斎場維持管理事業で4つの斎場の管理経費を計上されているが、建て替えを含めてどういう議論がされているのかという問いに、今年度、斎場の建て替えの基本設計を行っているが、ベースは黒木斎場の現有地を使って統廃合したらどうなるのかである。築年数が新しいものもある中で、今後一度に統廃合する考え方と併せて段階的な統合も考えていきたいとのことでした。

また、やめっこ未来応援金事業の経済的支援で廃止する事業についての問いに、現在、単独事業としてやめっこ夢祝金事業を実施しているが、国が統一的に経済的支援をすることになり、やめっこ夢祝金事業を廃止するというよりも、やめっこ未来応援金事業に切り替えて取り組むとの報告がございました。

次に、建設経済分科会からは、八女材普及促進で市内の助成を500千円から800千円に増額された理由はとの問いに、建築資材の高騰と市内外の金額の是正が理由であり、拡充を市内のみにしたのは、定住対策課の新築マイホーム取得支援補助金や若年世帯引越費用等支援補助金等で300千円ほどの支援があるため、市外からの転入者の補助金額は据え置きたいとのことでありました。

また、八女市予約型乗合タクシーについて、狭い道まで入れる普通乗用車タイプの車両を今後増やす考えはないかとの問いに、車両の買換えについては要望があったため、順次車両を変更しており、令和5年度に1台買換えの予定があるとのことでした。また、令和5年度以降は、八女市予約型乗合タクシーと八女市の地域公共交通を見直していく中で、車両の大きさについては今後対応していかなければと考えているとの報告がございました。

続きまして、議案第24号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算でございます。

厚生分科会から、国民健康保険税は大幅な値上げになる予定であるが、一般会計からの繰入れは検討したかとの問いに、保険税の収納不足のための繰入額や保険税の負担緩和を図るための繰入額は市町村が削減、解消すべき赤字額とされており、平成30年度以降の県との共同運営以降、これまで一般会計からこの赤字額の法定外繰入れは行っていない。今回の税率改正は、基金があるうちは基金繰入れを行い、今後基金が尽きて急激な負担増とならないよう検討し、提案をしているとの報告がございました。

続きまして、議案第25号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計予算でございます。

厚生分科会から、成年後見制度利用支援事業で、対象者の見込み数はとの問いに、介護長

寿課だけではなく福祉課でも予算を組んでおり、同じように10人を想定しているとの報告がございました。

続きまして、議案第26号 令和5年度八女市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

厚生分科会から、委員からの質疑はなかったとの報告がございました。

続きまして、議案第27号 令和5年度八女市矢部診療所特別会計予算でございます。

厚生分科会から、令和4年度の1日平均患者数はどのくらいかの問いに、1月末現在、患者総数は2,576名、1日平均12.8人とのことでした。また、訪問看護の対応はしていないのかの問いに、診療所なので、訪問看護であれば別の機関にさせていただくことになるとの報告がございました。

続きまして、議案第30号 令和5年度八女市水道事業会計予算でございます。

建設経済分科会から、豊岡地区水道事業は令和5年度で完了し供用開始と聞いているが、現在の進捗状況はどの問いに、現在の進捗は延長割で57%完了しており、令和5年度には下本分、田本、南本分、本分中央、中原の各一部を整備して事業が完了する予定であるとのことでした。

また、最終的に全部給水できるのはいつ頃になるのかとの問いに、令和5年度に整備した地区については、令和6年5月1日の供用開始を予定しているとの報告がございました。

続きまして、議案第31号 令和5年度八女市下水道事業会計予算でございます。

建設経済分科会から、新築住宅が増えれば下水道の接続も増えていくと思うが、今後の見通しをどのように考えているかとの問いに、公共下水道の接続状況では76.7%で8割を切っているが、接続促進を図るため、工事のときから折衝を強力に行っており、水洗化率は上がっていくと考えているとの報告がございました。

以上が全体会における各分科会からの報告と概要でございます。

質疑後の討論におきましては、反対討論が2件ございました。

まず、議案第16号について、ほたと石橋の館に関連する事業予算について、ダニエル・ケン・イノウエ氏の展示館など449,000千円の予算を計上されているが、まだコロナ禍で物価高騰が続く、市民の暮らしはいまだ厳しい中で、この事業予算については市民からの理解が得られるものではないため、反対という内容でございました。

次に、議案第23号について、同和地区支部活動事業助成補助金6,010千円、そのほか同和関係に多額の予算が計上されていることについて、不公正な同和事業は直ちにやめるべきであり、また、住宅管理費については、市営住宅の空き室対策が不十分であるため反対という内容でございます。

冒頭申し上げましたとおり、議案8件については原案のとおり可決をいたしておりますが、ただいま報告いたしました審査の概要と各分科会から出された意見等については、予算執行に



生かされるように申し上げまして、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

報告を終わります。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第16号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第8号）に対する委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

**○21番（松崎辰義君）**

私は、議案第16号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第8号）に反対の立場で討論を行います。

まず、7款1項3目ほたと石橋の館において449,000千円というあまりにも多額の予算を要することです。コロナ禍と物価高騰の折、市民生活は困難を極めています。今、市民生活の支援にこそ予算を活用すべきだと思います。国保税の大幅値上げが提案され、可決されました。市民の大きな要望であり、議会も要望している学校給食の無償化は、配慮はしていただいたものの無償化には届いていません。コロナ感染は減少しているものの、終結したわけではありません。今は市民の安全・安心を最優先するべきで、予算もここに投入すべきではないでしょうか。ダニエル・ケン・イノウエ氏の資料展示に反対するものではありませんが、予算額と今という時期に納得がいきません。よって、反対の意を表明して、討論を終わります。

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和5年度八女市一般会計予算に対する委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

### ○17番（森 茂生君）

議案第23号 令和5年度八女市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

3款1項6目の同和地区支部活動事業助成補助金6,017千円をはじめとして、同和地区教育活動補助金2,238千円、そのほかにも多額の同和関係事業への支出が計上されております。不公正な同和事業は直ちにやめるべきであります。

次に、8款5項1目住宅管理費についてですけれども、市営住宅の空き室が増えれば、その分その住宅に入居している人の共益費の負担が増えるというのは、入居者にとって到底納得できないものと思われます。執行部は何らかの対策を取るべきであります。その対策を取らないというのであれば、行政の責任で一日も早く空き室を解消する必要があるのではないのでしょうか。そのための予算になっているのか疑問があります。

また、昨年度はべんがら村の大規模改修、現在、新庁舎建設が行われております。今後、消防本部の建て替えや図書館、総合体育館の建て替えという話もあるようですけれども、全て多額の予算が必要になることが予想されます。これらの施設は必要ないとは言いませんけれども、コロナ対策や物価高騰策など市民生活を守る予算を優先すべきだと考えます。

以上の理由により、この議案に反対するものであります。

### ○8番（高橋信広君）

私は議案第23号 令和5年度八女市一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

一般会計当初予算は、総額41,980,000千円と、前年より2,010,000千円の増額で過去最高額となっています。

歳入につきましては、コロナ禍の影響、不透明な経済状況にありますが、地方交付税をはじめ、依存財源が29,750,000千円強と依存率は高いものの、市税や寄附金の増額が見込め、自主財源が前年より約1,170,000千円増の12,220,000千円強と安定的に市政運営ができる財源と考えております。

一方、歳出につきましては、情報共有電子地図構築業務など12件の新規事業及び住宅用太陽光発電システム等設置費補助金など14件の拡大事業が計上されていますが、第5次総合計画の8つの基本政策に基づく重点施策が幅広く盛り込まれております。

特に、SNS等様々な媒体を活用して本市の魅力を内外へ発信強化を図るためのシティプロモーション事業、内外から注目度の高いeスポーツ部創設を目的とした学校の特色事業など、新規事業及び定住者に寄り添った支援策となる八女材普及促進住宅資材助成事業、給食費無償化に向けて期待感を持てる物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減事業などの拡大事業は、人口減少の抑制につながる施策と高く評価しているところです。

また、今年は八女茶発祥600年という節目に当たり、様々な事業が展開される計画ですが、本市の最大の強みである八女茶によって、八女茶の消費拡大はもとより、農業の振興、さら

には地域経済の活性化につながり、八女茶でまちづくり条例との相乗効果も含めて、大いに期待しているところです。

最後に、三田村市長をはじめ、執行部の皆様には、SDGsの理念であります誰一人取り残さないを原点に持続可能な八女市づくりに向けて、子どもたちをはじめ、誰もが夢と希望を持てる形、姿を想像していただくことを切にお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

**○17番（森 茂生君）**

議案第5号と関連をしておりますので、同じ理由で反対するものであります。

**○8番（高橋信広君）**

議案第5号と同じ理由で賛成であります。被保険者の皆様に対して健康診査等予防策を講じていただくよう継続的な警鐘と、それから啓発をお願いして、賛成討論といたします。

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 令和5年度八女市後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和5年度八女市矢部診療所特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和5年度八女市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 令和5年度八女市下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## 日程第2 議案上程・説明

### ○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案6件、委員長及び議員より議案各1件の送付を受け、これを受理いたしております。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第32号から議員提出議案第1号まで、計8件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

### ○市長（三田村統之君）

おはようございます。令和5年第1回八女市議会定例会において、報告2件及び議案31件を御承認いただき、誠にありがとうございます。

今定例会に、さらに議案6件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、議案第32号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、36,387千円を追加し、総額は43,850,198千円となります。

歳出の内容につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業として実施しております省エネ家電製品買換え促進事業補助金を増額するものでございます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金でございます。

なお、この補正予算に計上しております経費につきましては、早急に執行する必要があるため、本日の採決をお願いするものでございます。

議案第33号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は411,088千円を追加し、総額は42,391,088千円となります。

歳出の主な内容につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種期間が令和5年度まで延長されたことに伴う特例臨時接種の実施に係る経費及びマイナンバーカード取得者に対する国のマイナポイント事業の延長に伴う手続支援業務等に係る経費を追加するとともに、県の病児保育利用料無償化事業の実施に伴う病児・病後児保育事業に係る利用料無償化補助金等を追加するものでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及びワクチン接種体制確保事業費補助金や個人番号カード交付事務費補助金、病児保育利用料無償化事業補助金、財政調整基金繰入金等でございます。

なお、この補正予算に計上しております経費につきましては、本年4月1日より事業を開始する必要があるため、本日の採決をお願いするものでございます。

次に、議案第34号 副市長の選任について御説明申し上げます。

本案は、松崎賢明副市長が本年3月31日をもって任期満了になることに伴い、引き続き、同氏を副市長に選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

副市長は、市長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督するとともに、市長の職務を代理することもある重要な職務を担っております。

松崎氏は、昭和54年に福岡県庁に入庁され、企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室長、農林水産部副理事兼輸出促進課長等の要職を歴任され、平成31年3月31日に福岡県庁を定年退職されました。その後、平成31年4月1日付で本市の副市長に選任され、その行政手腕を十分に発揮され、現在に至っております。

松崎氏は、地方行政に精通されており、人望も厚く、識見及び人格ともに優れ、副市長として適任であると存じます。

議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議案第35号 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本案は、現教育委員会委員の松尾和昭氏が本年3月31日をもって任期満了になることに伴い、引き続き、同氏を委員に任命することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員の定数は4人で、任期は4年でございます。

委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命するとされています。

松尾氏は、星野中学校、八女農業高等学校を卒業後、農林水産省九州農業試験場に入省されました。その後、社会福祉法人の勤務を経て、特定非営利活動法人福岡県総合福祉協議会を設立され、理事長として青少年の健全な育成のため、御尽力されております。

教育分野では、長峰小学校と福島中学校においてPTA会長、八女市PTA連合会においても会長を歴任され、御尽力をいただきました。さらに、福岡県PTA連合会会長として3年目を迎えられるとともに、本年度から日本PTA全国協議会理事に就任され、全国の教育振興に御活躍をいただいております。

教育活動に精通された松尾氏は、人格、識見ともに優れ、教育委員会委員として適任であると存じます。

議会におかれましても、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第36号、議案第37号 財産区管理委員の選任について、議案第36号と議案第37号を一括して御説明申し上げます。

八女市黒木町串毛財産区、木屋財産区の管理委員につきましては、八女市財産区管理会条例の規定により、それぞれの定数は7人で、任期は4年であります。

いずれの財産区も本年5月11日をもって委員の任期が満了になりますので、その後任の委員を選任するため、市議会の同意をお願いするものでございます。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（角田恵一君）**

次に、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

**○議会運営委員会委員長（川口誠二君）**

委員会提出議案第1号 八女市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、改正する規則の背景、趣旨について説明申し上げます。

現在、八女市議会会議規則第162条の規定により、議会だより編集委員会が設置されていますが、目的は「議会だよりの編集及び運営に関する協議を行う。」となっており、議会だよりに関することと限定的になっています。

議会だより編集委員会において協議を重ねた結果、「議会だより編集委員会」を「広報委員会」と改め、議会からの情報発信の拡充を図るものであります。

議員各位におかれましては、会議規則改正の趣旨を御理解いただきまして、賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（角田恵一君）**

最後に、議員提出議案第1号の提出議員より提案理由の説明を求めます。

**○1番（中島信二君）**

議員提出議案第1号 八女市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の説明を行います。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、業種ごとに取扱いが異なっていた個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に一本化され、これまで地方公共団体等がそれぞれの条例で独自に規定していた個人情報保護制度について、改正法による共通ルールが直接適用されることとなりました。

しかしながら、改正後の個人情報の保護に関する法律では、議会は適用対象外となることから、引き続き、議会における個人情報の適正な取扱い及び保護を図るため、必要な事項を定める条例を制定しようとするものです。



議員各位におかれましては、条例案の趣旨を御理解いただきまして、賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田恵一君）

以上で議案の上程を終わります。

### 日程第3 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案審議を行います。

議案審議に当たりまして、市長より送付を受けた追加議案の取扱いについて、議会運営委員会に検討していただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

市長より3月10日に送付を受け、本日上程をされました議案2件について、3月14日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました結果を御報告いたします。

まず、議案第32号、議案第33号について、執行部より説明を受け、取扱いについて協議をしました結果、議案第32号は省エネ家電製品買換え促進事業補助金の追加補正、議案第33号は国のマイナポイント事業の延長に伴う手続支援事務等に係る補助金、福岡県の病児保育利用料無償化事業の実施に伴う利用料無償化補助金及び新型コロナウイルスワクチンの接種期間が令和5年度までに延長されたことに伴い、特例臨時接種の実施に係る経費の補正であり、いずれも速やかに議決する必要があると認めることから、議会運営委員会といたしましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略するという結論に至りました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（角田恵一君）

お諮りいたします。市長より送付を受けた議案6件のうち、議案第32号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第9号）及び議案第33号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第1号）につきましては、ただいまの報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、市長より送付を受けた議案6件のうち、議案第32号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第9号）及び議案第33号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第1号）につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第32号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

## ○6番（田中栄一君）

この前、議運でちょっと予告しておりましたので、質疑をさせていただきます。

今回の補正は、12月議会で補正された見込数を上回ったための補正と思っておりますが、12月の委員会審査の中で、予算が不足した場合はどうするか。先着順なのか、抽せんなのかという質疑に対する回答では、他自治体の事例を参考に、2倍程度見積もっているので、予算不足にはならないという回答でございました。

確かにこの申請数を誰も想定できなかったとは思いますが、当初予算見積りが甘かったということは感じます。しかし、申請が大きく上回ったことは、それだけ市民の好評を得て、かつ市内業者にも大きく経済貢献したものと私自身は評価しております。

そこで、現在、全ての申請はもう終わっているということでしょうから、量販店や個人店舗数、また家電ごとの分類など、そういった部分についてできていたらお示し願いたいと思います。

## ○環境課長（石橋信輝君）

お答えいたします。

現在、申請数が2,319件ということになっております。この制度が市内に本店を有する事業者及び販売店と、市外に本店を有する事業者、販売店、この区分によって補助金額が異なります。市外に本店のあるところというのは、言うなれば大型量販店と捉えていただければと思いますけれども、この内訳としまして、まず市内の事業者さんのほうから購入をされた方の件数の割合が47%、市外本店から53%という結果になっております。これは当初、設計した折には、市内が3、市外が5という割合で設計をいたしましたけれども、この予想と大きく異なるような結果となったということです。

実際、これだけの申請件数が上がった背景としましては、市内の事業者さん、量販店のほうもそうなんですけれども、非常に事業のPRを積極的にやっていただきまして、また申請手続につきましても丁寧に対応していただいた、このことに尽きると考えております。

今回、事業の対象としましたエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫でございますが、購入件数が多かったものはエアコン、次いでテレビ、冷蔵庫、冷凍庫という形になっております。

購入金額の総額としましては約380,000千円で、割合としましては、市内と市外の事業者、ほぼ5対5という状況でございまして、繰り返しになりますが、市内の事業者さんのほうでの購入の割合が非常に高くなった状況でございます。

あと今回、この事業は4月1日以後の購入、遡って補助対象といたしましたけれども、新しく購入された方、新しく買い換えられた方、この割合が約8割。4月1日以降、要は事前に購入されてあった方、この割合は約2割と。今、このようなデータの分析を行っております。

以上です。

○議長（角田恵一君）

よろしいでしょうか。

○6番（田中栄一君）

380,000千円の経済効果があったということで、かなりよかったんじゃないかなと思っております。

今回、議案として提出されております補正が可決されましたら、直ちに超過した申請分を事務処理されると思います。繰越しされていませんので、3月末までの日数で、その中で支出負担行為、あるいは支出命令と、これはかなり膨大な数だと思いますけれども、そういった事務決裁が3月末までに完了して、出納整理期間中の5月末までに支払い完了ということと考えられていると思います。これは本日16日です。3月31日までには支出命令まで出さないといけません。そういうことで時間的に大丈夫ですか。

○環境課長（石橋信輝君）

御指摘の点につきまして、これは国の交付金を活用しての事業でございますので、3月末までに支払いを終わらせるというスケジュールでやっていきます。これにつきまして、職員総動員で対応します。間に合わせます。

以上です。

○6番（田中栄一君）

とにかく出納閉鎖までには間に合うように、しっかりやっていただきたいと思います。

それから、12月補正の財源ですね。これについては国庫補助が負担金については100%だったと思いますけれども、今回、一般財源のみです。思うに、12月補正のときに余裕を持って予算化していれば、今回のような基金の継ぎ足しは要らなかったんじゃないかと思います。今回、国庫補助の追加というものについての何か動きをされましたでしょうか。認められなかったのでしょうか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答えいたします。

今回の財源の部分につきまして、まずは事業の効果というところをちょっと整理させていただきたいんですけれども、この制度は国の推奨事業ということでありまして、物価高騰を背景にした市民生活の経済的支援、地球温暖化対策、市内の経済活性化を見据えた設計を行ってきました。その中で、買換えを通じての家計の負担軽減とか、CO<sub>2</sub>の削減効果、省エネの意識の向上などの効果が見られると現時点で評価しております。我々環境課といたしましても、この事業が省エネ推進の啓発の足がかりになればと考えているところです。

経済的な側面につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市内の事業者の方のほうに

おいても効果があったと思います。

さらに付け加えるならば、今回、オンライン申請を試験的に試みております。約4分の1の方が利用されました。その方々にアンケートをさせていただいて、約200名の方から御回答いただいた結果としましては、約98%の方が便利だったということで回答を得ました。

このような多項目にわたっていろんな効果が出たと。こういったところを、今回の追加補正に関しましては財政当局のほうにもしっかりと御説明申し上げて、今回の予算要求をさせていただいているという経過でございますので、ぜひそういった効果のほうを御評価いただけたらありがたいと思っております。

以上です。

**○6番（田中栄一君）**

内容的には私も十分分かります。ただ、今後、やはりこういったことがないように、しっかり見積りをしていただいて、これはかなり難しい部分と思えますけれども、そういうことでよろしく願いまして、終わります。

**○16番（三角真弓君）**

何点か質問いたしたいと思えますけど、本当に家電の方や量販店の方は、特に景気が低迷する1月、2月にこのような対応をしていただいたことは非常に助かったというお声も聞いております。ただし、非常に申請書が高齢者の方々にとっては大変でしたので、そういう家電のメーカーや量販店、いろんな方の協力があつてありますけど、確認書が届くのが1か月で届いたというケースもあつたということですけど、今回の補正の分に関しましては、あと何件分が残っているんでしょうか。

**○環境課長（石橋信輝君）**

お答えします。

今回の補正に関して計上させていただいております追加分の件数が719件でございます。

以上です。

**○16番（三角真弓君）**

私も2月20日前後でしたけど、環境課にお電話したとき、自分は買うつもりではなかったんですけど、市民の方から聞かれて、まだ余裕はあるのかということをおっしゃいました。確認したときに余裕、要するに残高がそうありませんよということをおっしゃいました。それで、これだけいろんな、本当に2,300件から要望が出たということは、確かに経済効果もあつたと思えますけれども、できれば今回、議会の初日にでも出して、今日は最終日にこのような追加議案として出ておりますけれども、結構時間のかかることではないかなと思つて、先ほど同僚議員が言われましたように、3月末までに全てが終わるのかという心配があつたものですから、再度その点を確認させていただきました。いろんな各支所あたり、

また市民の皆様から要望があった時点で、どの予算があとどのくらい残っているということの確認が常時取れているのであれば、このようなことにはならなかったのではないかなということもありましたので、大変だと思いますけれども、全庁を挙げてこの件に関しましては対応していかないと、環境課だけでは大変かなと思っておりますけど、担当部長、その点どのようにお考えでしょうか。

**○市民部長（牛島憲治君）**

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、12月に補正を承認いただきまして、実は2月いっぱいまでということとで担当部署やっておったんですけど、最後の1週間は環境課の前には並んで申請に見えた状況でございまして、御意見いただきましたとおり、担当課だけでは無理な部分等々もあれば、部局内の協力体制も取りながら、速やかに事業実施をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、先ほど御承認いただいたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○17番（森 茂生君）**

病児・病後児の件ですけれども、今までもこれと同じような事業があったと思っております。内容的には全く一緒なんですか。財源が変わっただけで、内容的には今までの病児・病後児と内容が一緒なのか、お尋ねします。

**○子育て支援課長（末崎 聡君）**

お答えいたします。

この事業の内容につきましては、議員おっしゃるように、これまでの内容と一緒にございます。

今回の補正につきましては、市長から説明ありましたように、県のほうの事業で利用者負担を県が負担するということになりましたので、その分について今回予算を上程させていただいているものでございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

利用料は無償化ということですが、例えば、その他の給食費、その他、利用料以外のものは、いわゆる有料になるのか。例えば、給食費ですが、そういうのは含まれていないか、いるのか、お尋ねします。

**○子育て支援課長（末崎 聡君）**

この事業につきましては、事業者のほうには委託料としてお支払いをいたしております。利用者さんが利用される場合には、例えば、現在、事業としましては、八女市に居住されてある方が利用される場合は2千円の利用者負担がございますけれども、その分について今回県のほうが、2千円ありますけれども、実は八女市は既に1千円の補助をしておりますので、市内の方は1千円の負担ということになっております。市外の方が利用される場合もございまして、その場合につきましては4千円の利用負担ということになっておりますので、この分が県の負担で県内の居住者であれば2千円の負担に変わるということで、利用者負担のみの変更ということになります。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

あくまで利用料だけですね。

それから、利用料金が生活保護受給者は無料とここに書いてあります。そしたら、住民税非課税世帯はどうなっていますか。

**○子育て支援課長（末崎 聡君）**

現在の制度では生活保護世帯が無料となっております。住民税非課税世帯につきましては1千円の負担ということになっておりますけれども、今回の改正で県のほうが2千円を補助するということになりますので、住民税非課税世帯につきましても無料、ゼロ負担ということになります。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

分かりました。よそのを見ると、住民税非課税世帯も無料ということになっておりますので、恐らくそうだろうと思います。

それから、よそのを見ますと、所得税非課税世帯は1千円負担ですよ、半額負担ですよとなっております。これは大牟田ですけれども、前年度分の住民税所得割課税世帯は2千円ですよとかなっているんですよ。それで、例えば、所得税がかかっていない方、そういうのはどうなっているのか、お尋ねします。

**○子育て支援課長（末崎 聡君）**

市内に居住されてある方の利用につきましては、今回の改正で全て無料ということになります。

以上でございます。

**○議長（角田恵一君）**

よろしいでしょうか。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、先ほど御承認いただいたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 副市長の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま同意いただきました件について、松崎副市長が議場におられますので、御挨拶をお願いしたいと思います。

○副市長（松崎賢明君）

一言御礼申し上げます。

副市長選任同意の議案、御承認賜りまして、誠にありがとうございます。三田村市長の下、引き続き微力ではございますけれども、八女市発展のためにしっかり務めてまいりたいと思いますので、改めまして議員各位、今後とも御指導、御鞭撻、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

ありがとうございました。

議案第35号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）



全員賛成であります。よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決しました。  
議案第36号 財産区管理委員の選任について（串毛財産区）を議題といたします。  
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決しました。  
議案第37号 財産区管理委員の選任について（木屋財産区）を議題といたします。  
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決しました。

委員会提出議案第1号 八女市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第1号 八女市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（角田恵一君）

日程第4. 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市長より茅島ひさみ氏、山口裕士郎氏の2名を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるというものであります。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結いたします。

お諮りいたします。市長推薦の2名を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、茅島ひさみ氏、山口裕士郎氏の2名を人権擁護委員候補

者として認め、その旨を市長に通知することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和5年第1回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

**午前11時55分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 川 口 堅 志

八女市議会議員 栗 山 徹 雄